

平成28年10月12日付け諮問第2038号
「新世代モバイル通信システムの技術的条件」
のうち

「携帯電話の上空利用拡大に向けた
LTE-Advanced(FDD)等の技術的条件等」

概要

第1部 携帯電話の上空利用拡大

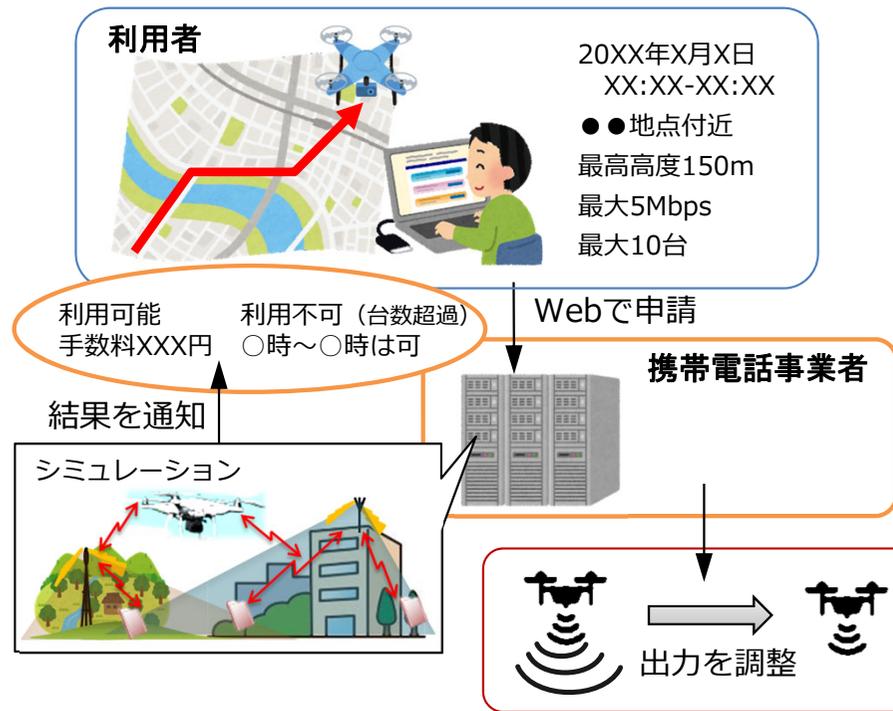
第2部 ローカル5Gの柔軟な運用等

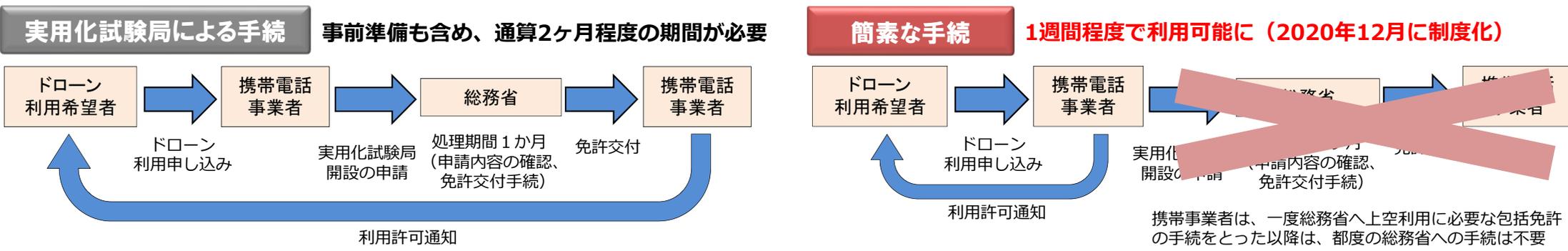
- 携帯電話をドローンに搭載して上空で利用するニーズに対応するため、**2016年7月に地上の携帯電話システムに影響を及ぼさないよう※、飛行台数を監理して使用を認める「実用化試験局制度」を導入。**
※携帯電話システムは、地上での利用を前提に基地局を整備しており、携帯電話をドローンに搭載して上空で利用すると、同じ周波数の電波を用いる他の基地局と混信を引き起こし、地上の携帯電話の通信が途切れるなどの影響を及ぼす。
- 実用化試験局の手続には、事前準備も含めて通算2か月程度の期間が必要であり、昨今のドローンの利用拡大に伴い、**手続きの簡素化や運用開始までの期間の短縮が求められていた。**
- このため、情報通信審議会（新世代モバイル通信システム委員会）において技術上・運用上の課題等を整理し、**2020年12月に手続の簡素化等の制度整備を実施。**携帯電話事業者が整備するシステムにより、**利用者がWeb経由等の簡易な手続で1週間程度で飛行可能となる環境が実現。**

携帯電話の上空利用における課題



制度整備後のサービス利用イメージ



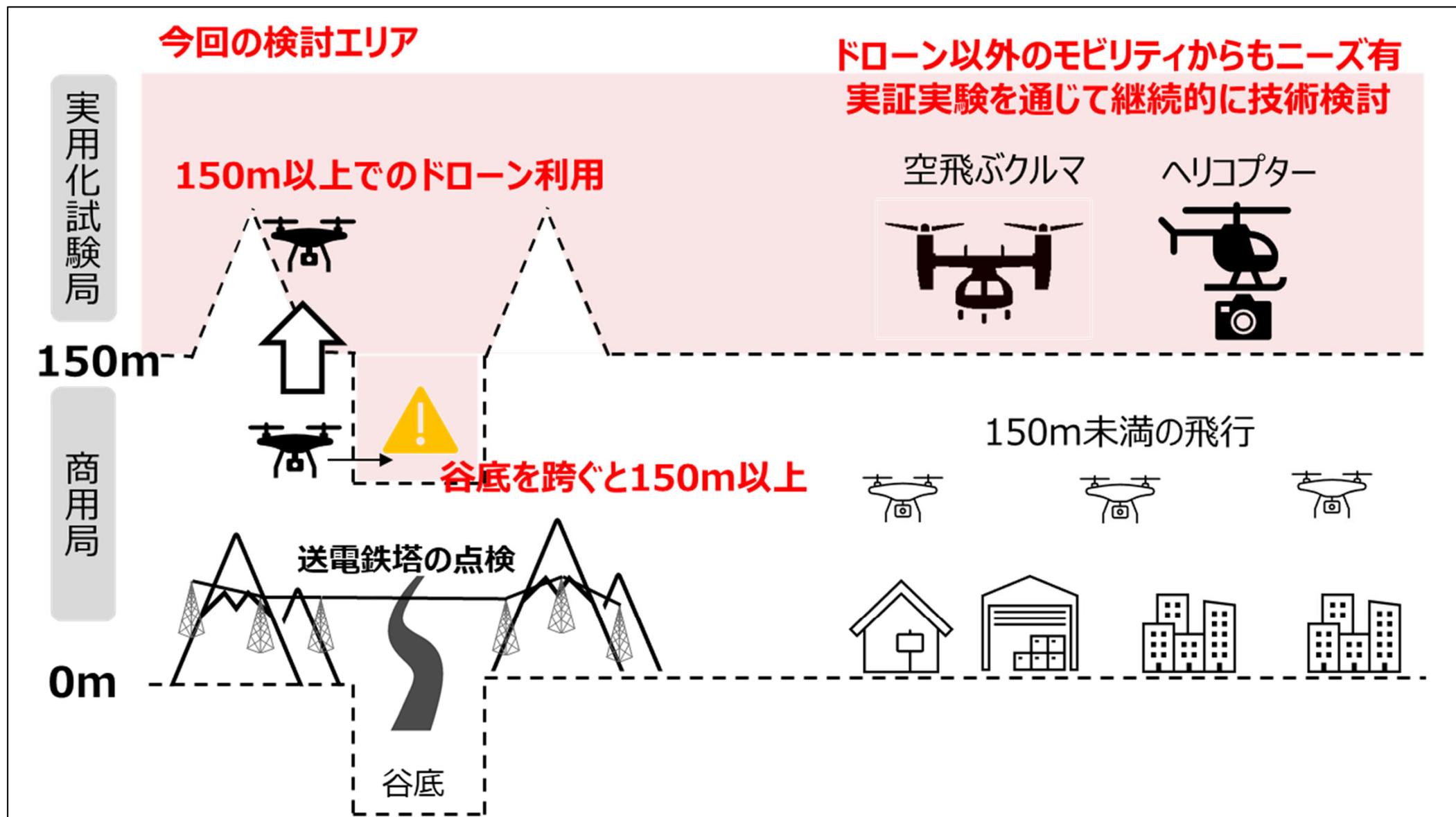


LTE-Advanced (FDD) の技術的条件 (赤字は簡素な手続による上空利用に当たり必要な条件)

		LTE-Advanced (FDD)
周波数帯		700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯 <u>(無人航空機等に移動局を搭載して上空で利用する場合には、800MHz帯、900MHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯に限り、地表からの高度が150m未満に限る。)</u>
通信方式		FDD (LTE-A、eMTC)、HD-FDD (eMTC、NB-IoT)
多重化方式／多元接続方式		OFDM及びTDM (下り)、SC-FDMA (上り)
変調方式	基地局	BPSK/QPSK/16QAM/64QAM/256QAM
	移動局	BPSK/QPSK/16QAM/64QAM/256QAM (LTE-A)、BPSK/QPSK/16QAM (eMTC)、 $\pi/2$ -BPSK/ $\pi/4$ -QPSK/QPSK (NB-IoT)
占有周波数帯幅の許容値	基地局	5MHz/10MHz/15MHz/20MHz
	移動局	5MHz/10MHz/15MHz/20MHz (LTE-A)、1.4MHz (eMTC)、200kHz (NB-IoT)
最大空中線電力及び空中線電力の許容偏差	基地局	定格空中線電力の±2.7dB以内
	移動局	定格空中線電力の最大値は23dBm以下 定格空中線電力に対し、+2.7dB/-6.7dB (LTE-A)、+2.7dB/-3.2dB (eMTC)、±2.7dB (NB-IoT)
送信電力制御		基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。 <u>特に、上空で利用される移動局にあっては、移動局が上空に存在していることを前提とした基地局からの制御情報に基づく空中線電力の制御を自動的に行える機能を有すること。</u>

携帯電話の上空利用に関する新たなユースケース①（高度150m以上）

- ドローンを活用したインフラ設備の点検、ヘリコプターの動態管理、気象情報や上空映像のリアルタイム伝送、空飛ぶクルマの技術検証など、**高度150m以上における利用ニーズが顕在化。**



携帯電話の上空利用に関する新たなユースケース②（5G利用）

- 海外では、ドローンと高速・低遅延な5Gを組み合わせた映像伝送を活用した実証が進展。国内においても、ドローンによる空撮映像を携帯電話網システムにより伝送するニーズがある。
- **現在上空で利用可能なFDD-LTE帯域について、5Gでも利用可能とすることが望まれている。**

欧州をはじめ海外通信事業者では、高速・低遅延な5Gを活用したドローン実証を積極展開中

本国においても5G※を上空で利用可能とすることで、高速・低遅延通信が必要な空撮映像中継等のユースケースにおけるドローンの利活用を促進したい ※現在上空での利用が認められている帯域の5G化を想定

欧州のドローンでの5G活用事例

Orange
5Gドローン港湾監視
システム
(2022年5月)



- 非許可エリアにいる人の存在を検出するインテリジェントなビデオ分析技術と、リアルタイムで自動的にアラームを生成する機能
- 5Gネットワークを利用して、無人航空機と地上管制センター間の通信範囲を改善および拡張するだけでなく、画像伝送を改善し、データ伝送の遅延を最小限に抑え、高い信頼性を提供
- MECを介して5Gネットワークのコンピューティング機能を利用し、クラウドベースのシステムと比較して画像処理の遅延をさらに削減

<他の欧州通信事業者の5Gドローン事例>

- ・ Vodafone 5Gドローンによる病院内での薬の配送（2022年5月）
- ・ Telefonica 5Gドローン監視ソリューションのデモ実施（2022年2月）

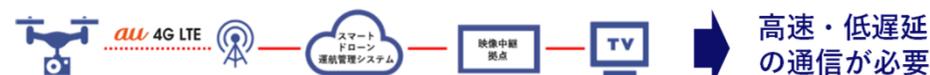
出典：Pilotos 5G Galicia | Transformación Digital con Orange en Galicia

国内の高速・低遅延通信利用ニーズ

ゴルフ大会での
ドローン空撮映像の
生中継
(2022年4月)



- ゴルフ大会のテレビ中継において、有線ケーブルによる映像伝送に加え、auのモバイル通信により、空撮映像を映像中継拠点までリアルタイムに伝送
- モバイル通信による伝送は、設置に手間がかかる有線ケーブルが不要となり、より広範囲のエリアからの映像伝送を実現
- 一方で、テレビ中継には高速・低遅延の安定したモバイル通信が必要であり、ネットワークスライシングによる優先制御等の導入が望まれる



出典：ゴルフ大会でドローン空撮映像を生中継～「40thフジサンケイレディースクラシック」にてドローン映像をモバイル通信でリアルタイム伝送～
(smartdrone.co.jp)

地上携帯電話ネットワークへの影響の検討

- **上空の端末が電波を発射した場合の地上の基地局への干渉**（特に、接続可能な最も遠い基地局と接続している場合の、最も近い基地局に対する干渉）について、計算機シミュレーションを実施。
- 計算機シミュレーションは以下の2つのケースで実施。
 - 地上端末と上空端末のどちらにも従来と同一の**通常端末用送信電力制御**を適用した場合
 - 地上端末は通常端末用送信電力制御、上空端末は3GPP リリース15で規定された**上空端末用の送信電力制御**を適用した場合

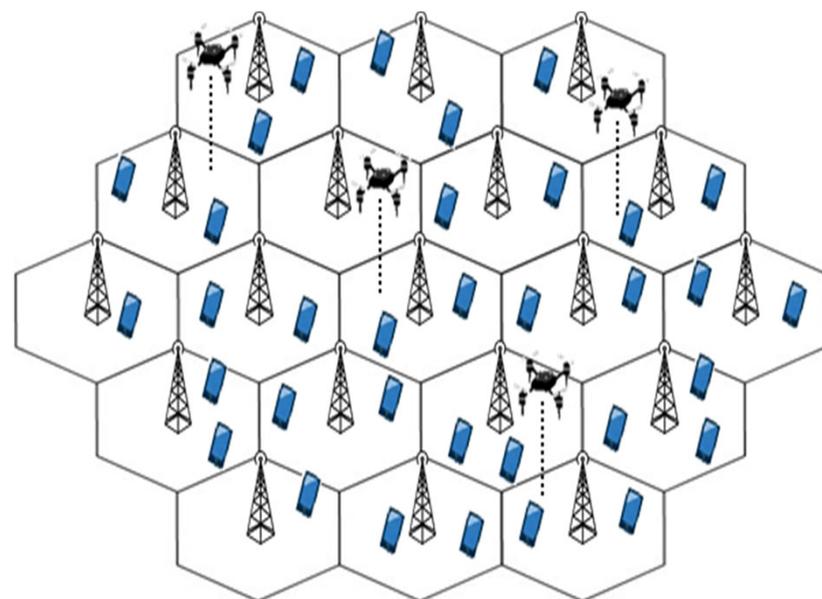
※ 調査検討の対象とするシステム：LTE（FDD/TDD）

共用検討の対象とする周波数帯：【FDD-LTE】700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯
 【TDD-LTE】2.5GHz帯、3.4GHz帯、3.5GHz帯

共用検討の対象とする高度：地表からの高度が150m～1500m

計算機シミュレーション条件

パラメータ		値	
セルレイアウト		19セル正規配置モデル、3セクタ構成(右下図参照)	
周波数		800MHz、2GHz、2.5GHz、3.5GHz帯	
基地局	帯域幅	10MHz(800MHz帯)、20MHz(その他周波数帯)	
	送信電力	40W(800MHz帯)、80W(その他周波数帯)	
	局間距離(ISD)	200m(都会)、500m(地方都市)、1,732m(ルール)	
	アンテナ高	40m	
	アンテナ利得	14dBi(800MHz帯)、17dBi(その他周波数帯)	
	アンテナチルト角	23度(都会)、11度(地方都市)、6度(ルール)	
	端末合計台数	855台(=45台/セル×19セル)	
端末	上空端末台数※1	1~171台	
	高度	地上端末	1.5m
		上空端末※2	500m、1,000m、1,500m
	最大送信電力	200mW	
送信電力制御※3		地上端末:従来の送信電力制御 上空端末:3GPP リリース15準拠	
トラフィックモデル		FTP model 3※4	
伝搬損失モデル※5	地上向け	3GPPモデル:UMa(都市部)、UMa(地方都市)、RMa(ルール)	
	上空向け	自由空間	



シミュレーションで用いたセルレイアウト
 (19セル正規配置モデル、3セクタ構成、
 全上空端末高度は一定とした)

※1 地上端末と上空端末合計855台が19セル全体にランダムに配置される前提とし、855台の一部(19台、57台、171台の3ケース)がドローンに搭載される条件で評価した。

※2 全ての上空端末が同一高度にあるものとして評価を行った。

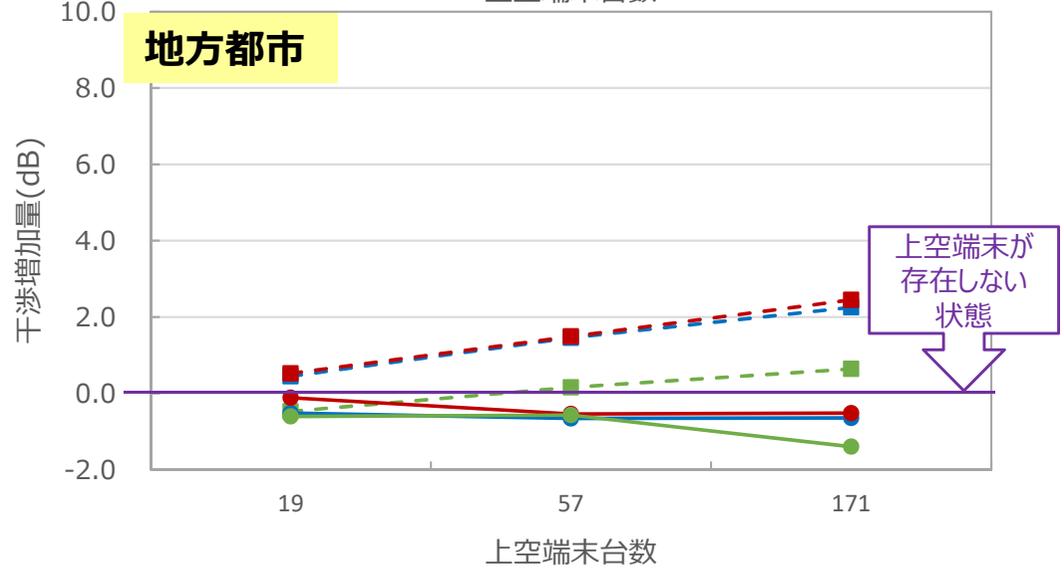
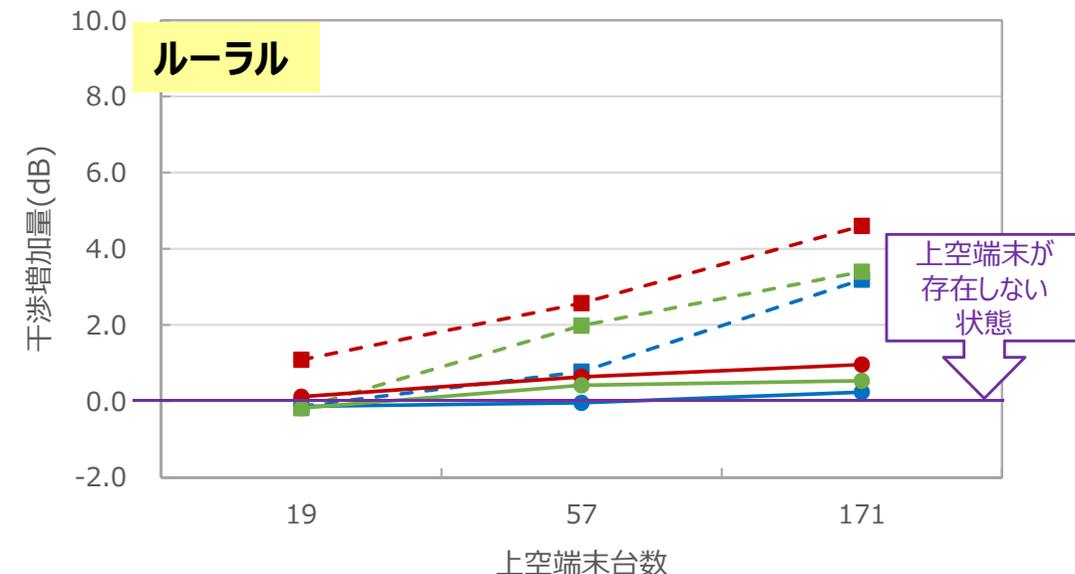
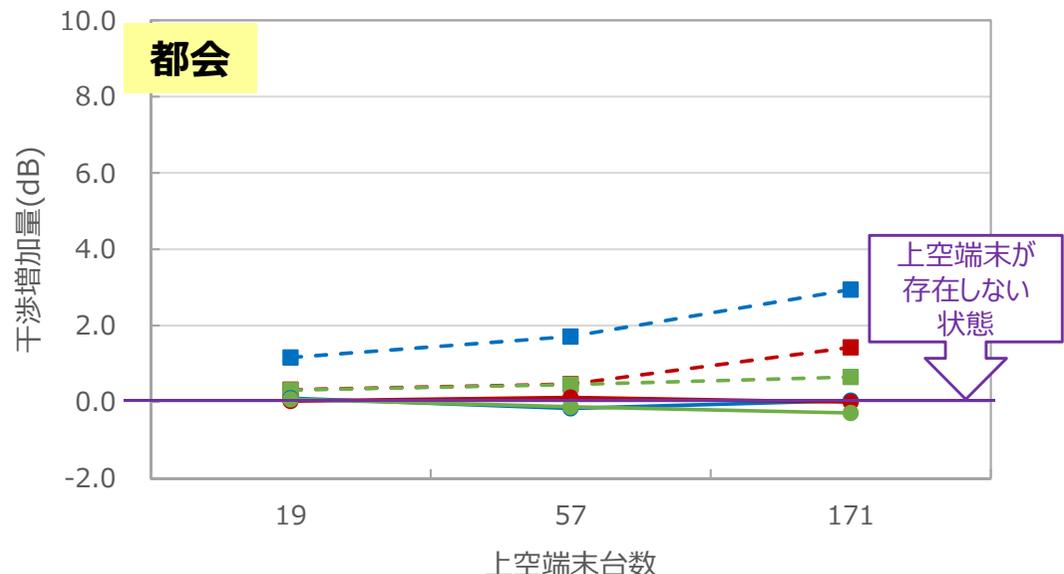
※3 送信電力制御パラメータ P_0 は、地上端末は従来の送信電力制御、リリース15ともに-80dBmとし、上空端末は従来の送信電力制御では地上端末と同じ-80dBm、リリース15では地上より10dB低い-90dBmとした。

※4 3GPPで性能評価時に用いるトラフィックモデル(参考文献:3GPP TR 36.872)

※5 3GPPで端末性能評価時に使用する伝搬損失モデル(参考文献:3GPP TR 36.901(地上端末)、TR 36.777(上空端末))

■ 上空端末用の送信電力制御を適用した場合（下図実線）は、送信電力制御の効果により、干渉増加量が抑えられていることが判る。

(例) 800MHz帯におけるシミュレーション結果



- 凡例**
- 上空端末用送信電力制御(3GPP リリース15)@高度 500m
 - 上空端末用送信電力制御(3GPP リリース15)@高度1,000m
 - 上空端末用送信電力制御(3GPP リリース15)@高度1,500m
 - 従来の送信電力制御@高度 500m
 - 従来の送信電力制御@高度1,000m
 - 従来の送信電力制御@高度1,500m

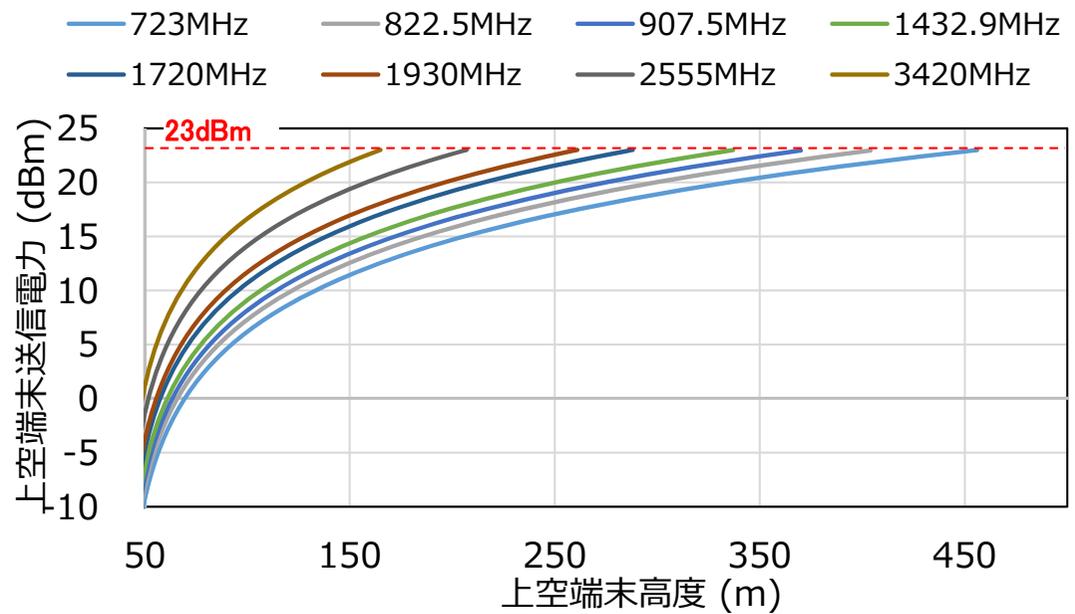
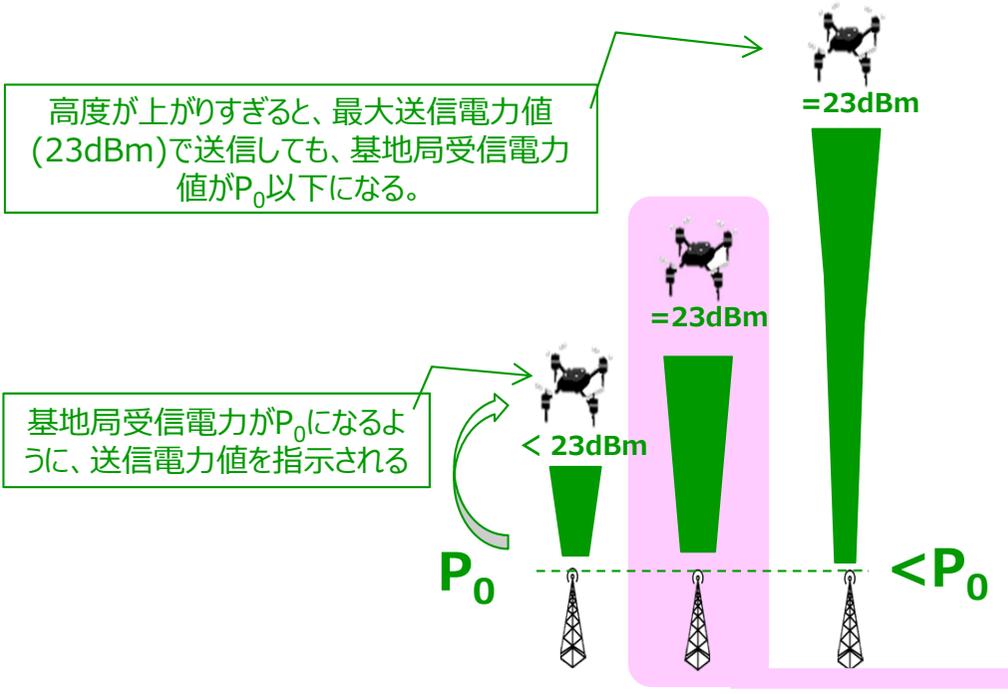
地上携帯電話ネットワークへの影響に関する考察

① 地上携帯電話ネットワーク (LTE) への影響について

- 高度150m以上でも、上空端末用の送信電力制御の適用により、地上携帯電話ネットワーク (LTE) への干渉影響は回避可能と考えられる。

② 上空における品質の確保について

- 高度150m以上では、上空端末が最大送信電力で送信しても基地局受信電力値が初期値 P_0 ※1を下回るケースが出てくるため、高度を上げるほど、上り回線の品質が劣化していく。
- 上空サービス品質と地上への干渉影響回避のトレードオフについては、携帯電話事業者自らが判断を行い、自社における最適な初期値 P_0 を設定することが必要。



$P_0 = -90\text{dBm}$ 時に上空端末送信電力値が上限23dBmになる高度※2

※1 P_0 は、上空端末の通信の相手先である基地局における受信電力値のこと。上空端末の送信電力値は、基地局受信電力が常に P_0 になるように送信電力制御が行われる仕組みになっている。

※2 自由空間伝搬、基地局高40m、上空端末アンテナ最大利得0dBi (無指向性) で計算した一例

携帯電話の同一/隣接帯域等を使用する他の無線システムとの共用検討

■ 共用検討対象業務は、150m未満の検討において対象とした業務と同じ（全てのLTE帯域について評価）

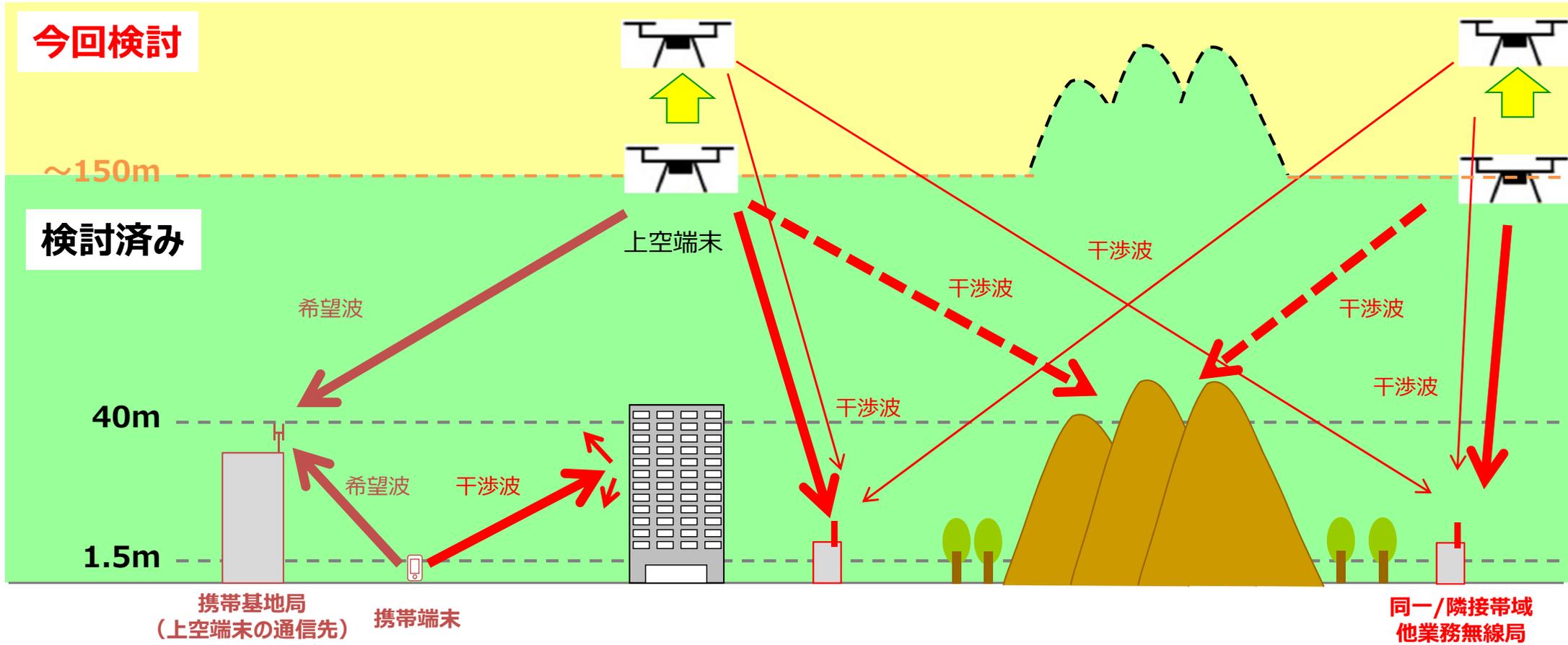
#	携帯端末送信周波数帯	被干渉業務受信周波数帯	過去の共用検討
①	718-748MHz	特定ラジオマイク 470~714MHz	平成24(2012)年2月17日答申 携帯電話等高度化委員会“700MHz帯を使用する移動通信システムの技術的条件”
②		TV受信 470~710MHz	
③		ITS(路、車) 755~765MHz	
④	815-845MHz	ラジオマイク(特定小電力) 806~810MHz	平成23(2011)年5月17日答申 携帯電話等高度化委員会“900MHz帯を使用する移動通信システムの技術的条件”
⑤		MCA↓ 850~860MHz	平成20(2008)年12月11日答申 携帯電話等周波数有効利用方策委員会“第3世代移動通信システム(IMT-2000)の高度化のための技術的方策”
⑥	900-915MHz	RFID 915~930MHz	平成23(2011)年5月17日答申 携帯電話等高度化委員会“900MHz帯を使用する移動通信システムの技術的条件”
⑦	1427.9-1462.9MHz	電波天文 1400~1427MHz	平成20(2008)年12月11日答申 携帯電話等周波数有効利用方策委員会“第3世代移動通信システム(IMT-2000)の高度化のための技術的方策”
⑧	1710-1785MHz	気象衛星 1670~1710MHz	平成29(2017)年9月27日答申 新世代モバイル通信システム委員会“LTE-Advanced等の高度化に関する技術的条件”
		ラジオゾンデ 1670~1690MHz	
⑨	1920-1980MHz	PHS移動局※1 1884.5~1915.7MHz	平成20(2008)年12月11日答申 携帯電話等周波数有効利用方策委員会“第3世代移動通信システム(IMT-2000)の高度化のための技術的方策”
⑩	2545-2645MHz	N-STAR ↓※2 2500~2535MHz	平成22(2010)年12月21日答申 広帯域移動無線アクセスシステム委員会“FWAシステムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件”
⑪	3400-3600MHz	衛星受信 3400~3600MHz	平成25(2013)年7月24日答申 携帯電話等高度化委員会“第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)に関する技術的条件”

※1 PHS基地局は、過去の情通審にて、38~48dBの所要改善量に対し、PHS基地局への受信フィルタ挿入等により共用可能とされている。上空端末による影響増大量がこの改善量を超えるとは想定できないため、従来通りの対策で影響を回避できるとして省略。

※2 人工衛星局受信(2660~2690MHz)については、地表面からと上空3,000mからの伝搬距離がほぼ同等(=36,000km)であるため、影響無しとして省略。

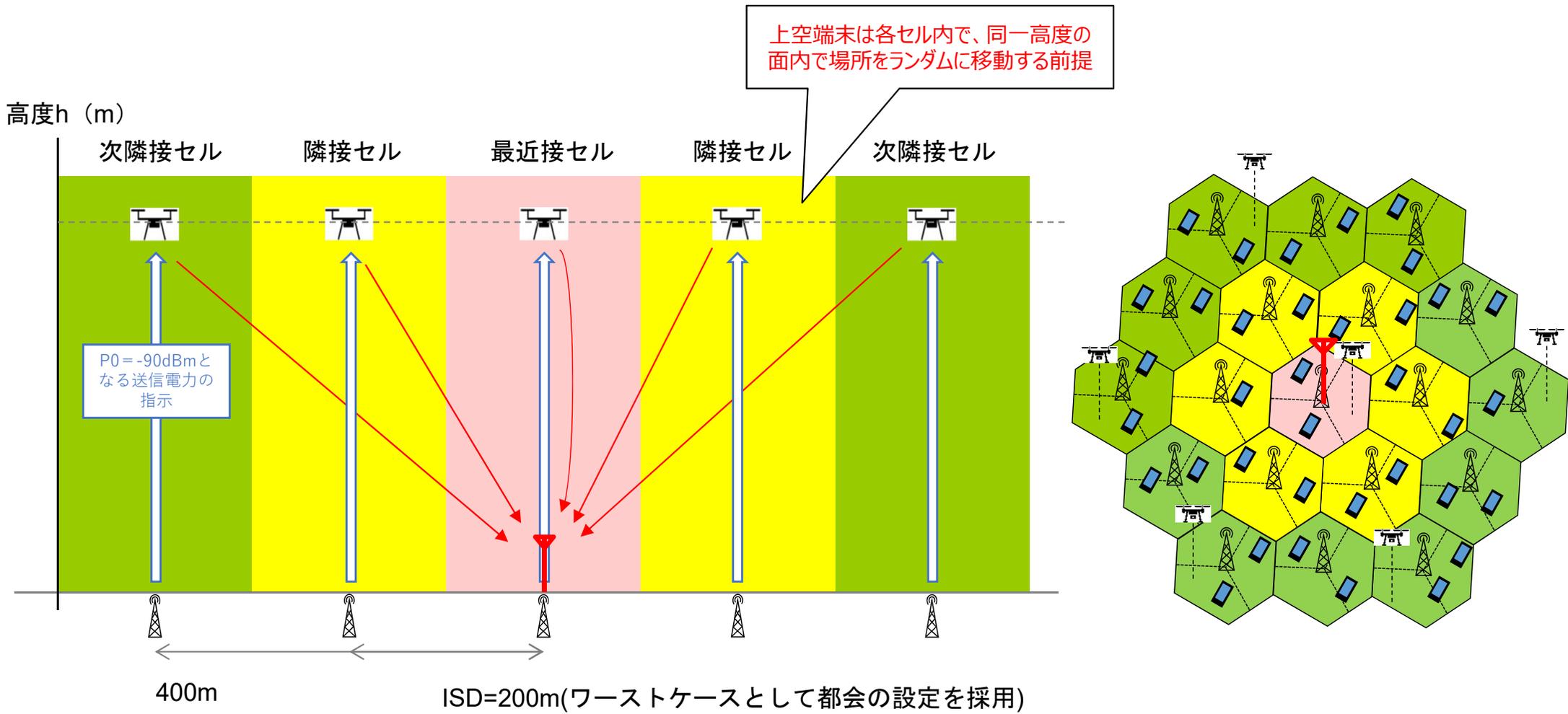
検討の前提条件の整理

- 上空端末高度が150m以上の場合、見通し範囲が拡大し、被干渉局から“見える”上空端末数が増加する。したがって、過去に1対1検討で共用条件を導いた業務についても、**上空の複数端末から到来する合計干渉について検討**する必要がある。
- 150m未満の高度においては、上空用送信電力制御が適用されていることを条件に、携帯電話の上空利用が認められているため、本検討についても、**上空端末には送信電力制御が適用されている前提で検討**を行う。
- 本検討全体における前提条件の整合性をとるため、他業務との共用検討においても、前述した**3GPPモデル(19セルモデル)**を用い、**合計干渉を確率計算で評価**する。



評価モデルの策定 (1/2)

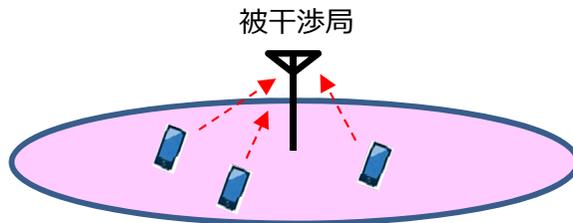
- 以下のモデルで検討を行った。
 - 3GPP 19セルモデルにおいて、各セルの真上に全てのリソースブロックを送信する上空端末が1台ずつ存在するモデルとした。
 - 被干渉局は、19セルの中心に設置。
 - 確率計算に使用する上空端末の送信電力累積分布は、前述で送信電力制御効果をシミュレーションした際に得られたデータを利用する(すなわち、 $P_0 = -90\text{dBm}$ とした時の上空端末の送信電力累積分布)。
 - 上空端末は、各セル内で同一高度の面内で場所をランダムに移動する前提とする。
 - 共用検討対象業務は、150m未満の検討において検討対象とした業務と同じ (全てのLTE帯域について評価)



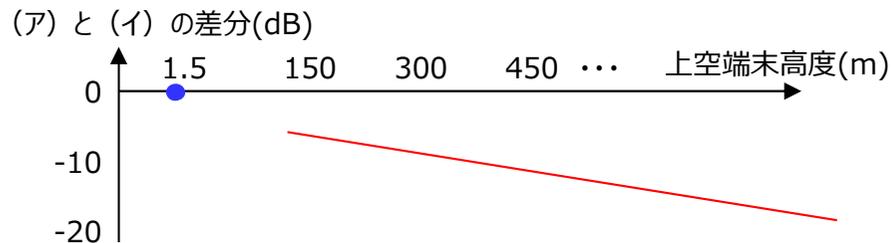
評価モデルの策定 (2/2)

- 全ての同一/隣接帯域業務に対して確率計算における合計干渉での検討を行うが、過去の共用検討において、静的モデルで1対1検討しかしていない等、適切な比較対象となるデータが存在しない業務がある。したがって、以下のステップで評価を行うこととした。
 - (ア) 同一/隣接帯域が、地上LTE端末送信から受けている干渉量を確率計算※1で算出し、その干渉量を現状での被干渉量と定義する。
 - (イ) 150m超の上空端末からの合計干渉量を、前述した3GPP 19セルモデルを用いて確率計算※1で算出する。
 - (ウ) (ア) と (イ) の差分を評価することで、現状の地上LTE端末の使用状態と、150m以上の上空端末利用状態での影響の差がどの程度になるかを評価する。

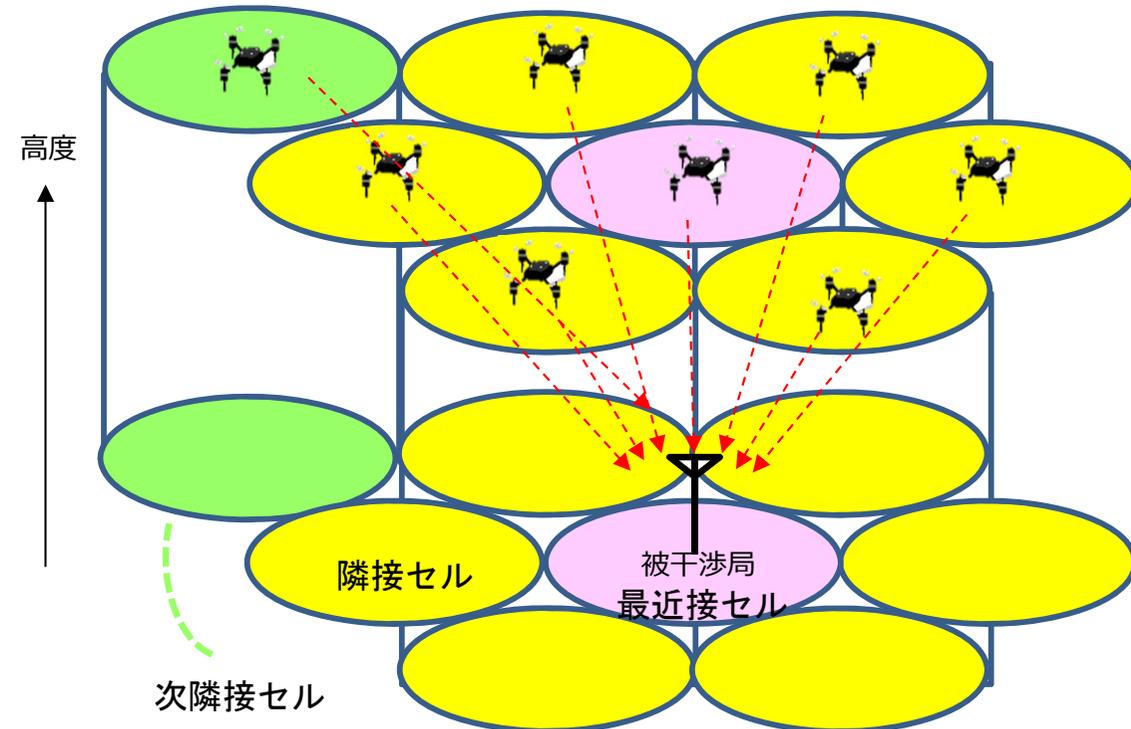
(ア) 被干渉局周囲100m円内に存在する地上LTE端末からの干渉量を確率計算で算出し、これを現状での干渉量と定義する



(ウ) (ア) と (イ) の差分を評価



(イ) 19セルモデルを用いて、上空端末からの合計干渉量を確率計算で算出する

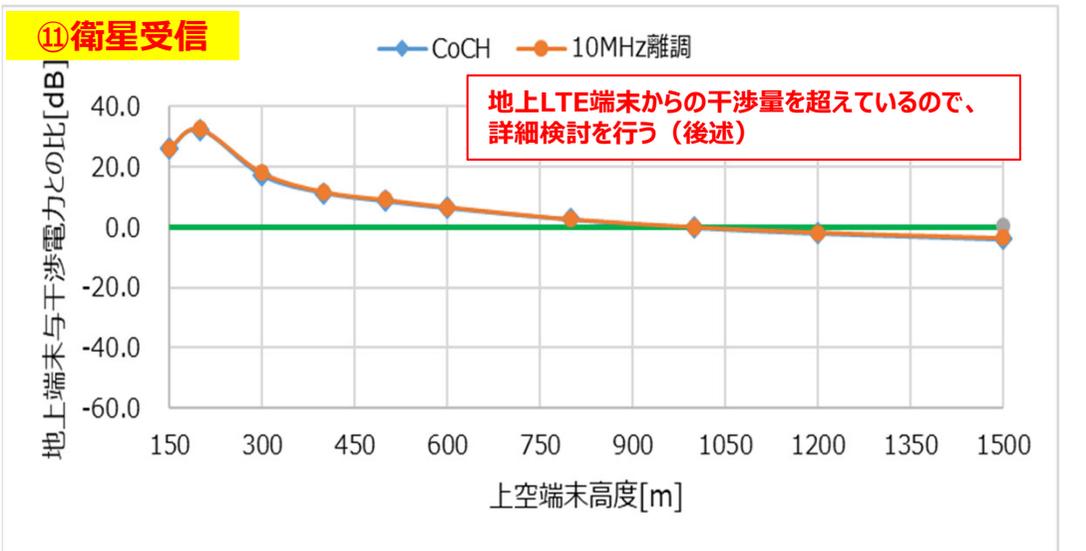
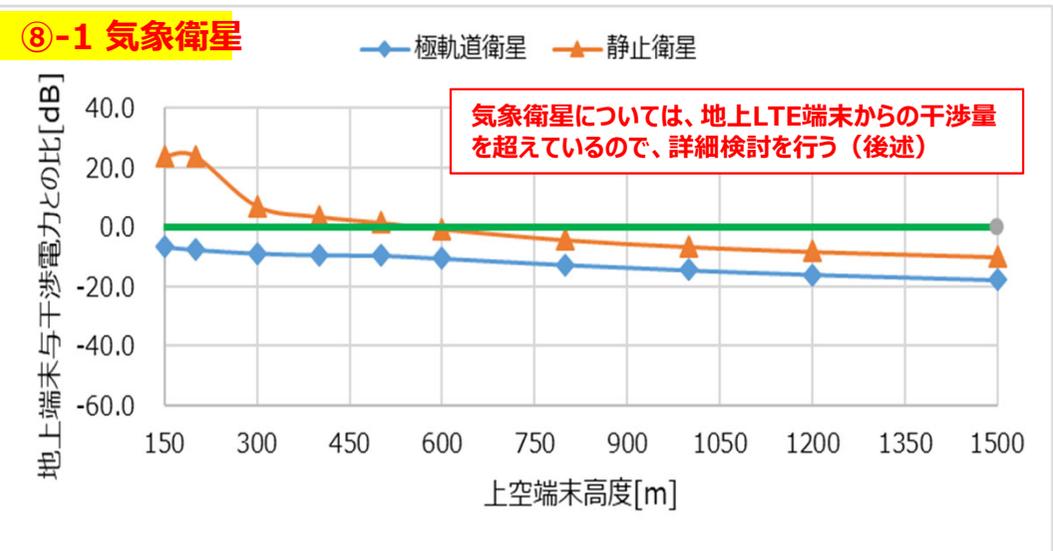
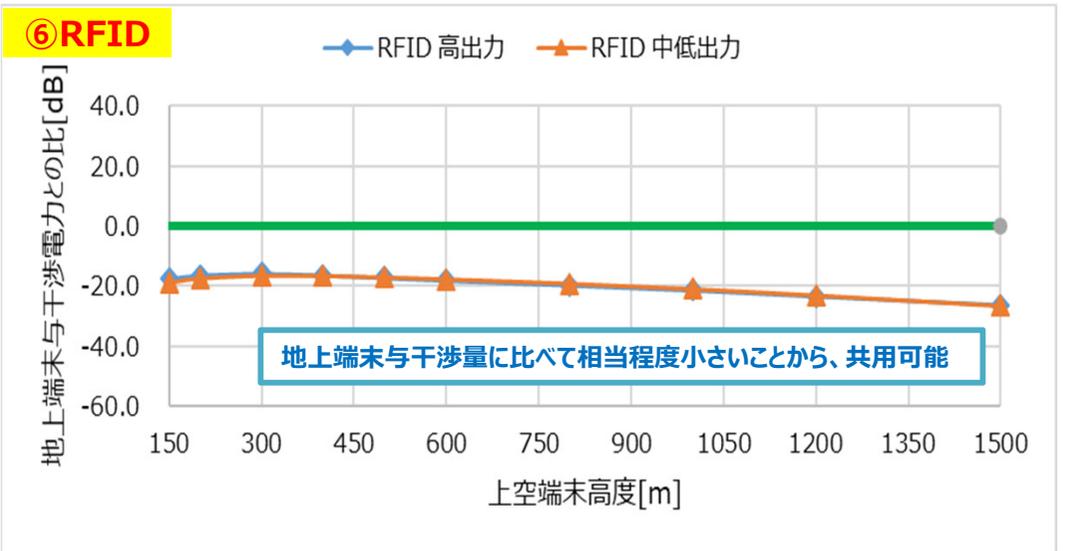
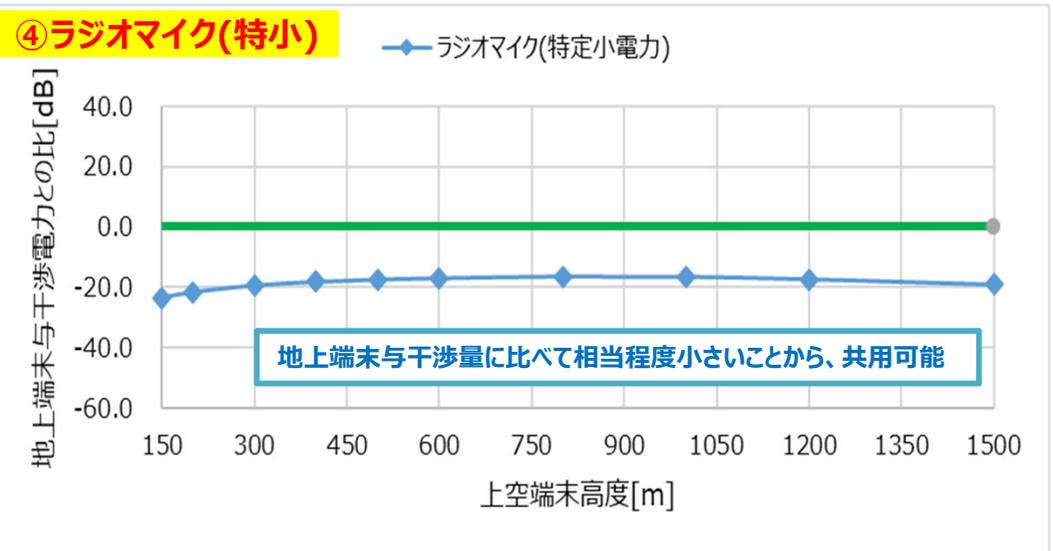


※1 干渉量は累積確率分布で97%の値で評価している。また、被干渉業務帯域におけるLTE端末不要輻射レベルは、過去の情通審等で用いられた実力値を採用した。

評価結果

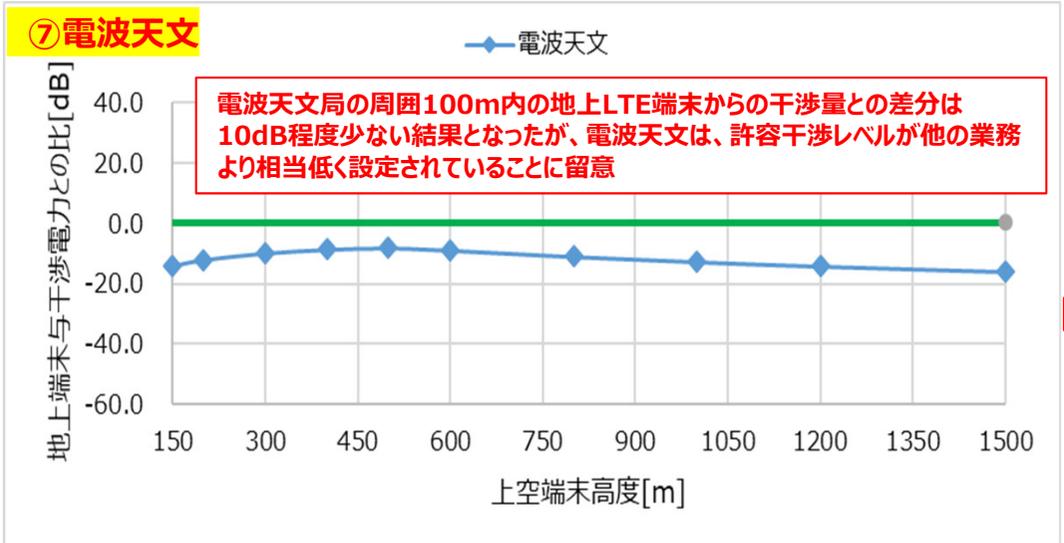
■ 共用検討対象業務のうち、⑧-1（気象衛星）、⑪（衛星受信）を除き、高度150m以上の上空端末からの合計干渉量は、地上LTE端末からの合計干渉量よりも相当少ない。

評価結果（一部抜粋）



■ 電波天文（～1427MHz）について

- 前述の評価結果においては、高度150m以上の上空端末からの合計干渉量は、地上LTE端末からの合計干渉量よりも10dB程度少ない結果となった。しかしながら、電波天文業務の許容干渉電力値は、他の隣接帯域の業務よりも相当低い設定となっている。また、電波天文業務の受信設備は、広いエリアからの干渉の影響を受ける可能性がある。
- 実際に、電波天文と携帯電話については、電波天文業務の受信設備の近傍では携帯電話を運用しないなど、離隔距離を確保することで共用が実現している。したがって、電波天文については、今回の計算結果に関わらず、150m未満での結論と同じく、**従来、携帯電話事業者と電波天文受信設備運用者間の協議により運用条件を定めており、今後も同様の枠組みで取り扱うことが適切。**



隣接業務	許容干渉電力 (dBm/MHz)	備考
特定ラジオマイク	-119.8	-129.4dBm/110kHzを1MHzに換算
TV受信	簡易アンテナ 八木アンテナ --- -113.8	
ITS	路側車載 ----- -119.6 ----- -104.6	
ラジオマイク(特定小電力)	-66.8	D/U=40dB 屋外モデルの-76.4dBm/110kHzを1MHzに換算
MCA	車載管理移動 ----- -105.8	-123.8dBm/16kHzを1MHzに換算
RFID	高出力 中低出力 ----- -92.2	-86dBm/4.2MHzを1MHzに換算
電波天文	-189.3	勧告ITU-R RA.769の表1の値-205dBW/27MHzより換算
気象衛星	極軌道衛星 ----- -125.2 静止衛星 ----- -118.6	-118.7dBm/4.5MHzを1MHzに換算 -115.4dBm/2.1MHzを1MHzに換算
ラジオゾンデ	ITU-R 国内メーカ ----- -113.9	-105.3dBm/1.3MHzを1MHzに換算 -108.5dBm/3.5MHzを1MHzに換算
PHS	現行PHS ----- -124.7 sXGP ----- -110.8	-130dBm/300kHzを1MHzに換算 情通審陸上無線通信委員会報告(案)より引用※1
N-STAR	-124.9	
衛星受信	-130.9	I/N=-12.2dB

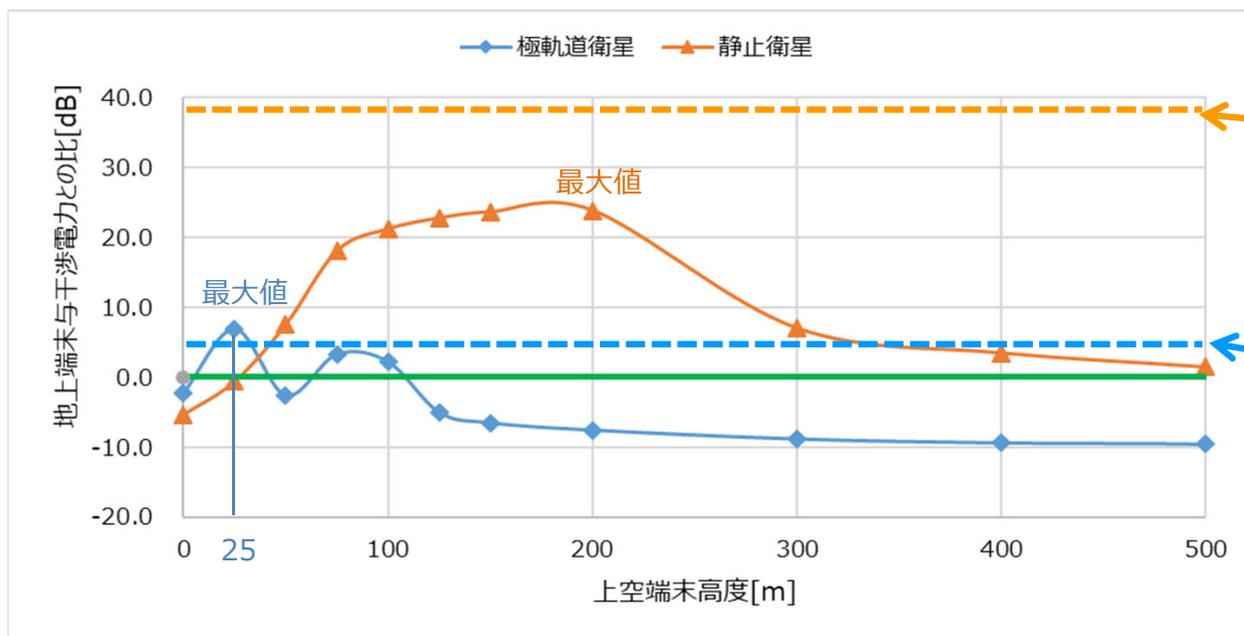
※1 令和2(2020)年3月10日 情通審陸上無線通信委員会報告(案) P51 参表2-5 sXGPの受信特性

■ 衛星受信（3400～3600MHz）について

- 衛星受信の許容干渉電力値は-130.9dBm/MHzであり、他の隣接帯域の業務よりも相当低い設定となっている。さらに、衛星受信と携帯電話は同一帯域で共用していること、衛星受信局は、上空方向に主ビームが設定されていることから上空端末の運用には慎重な対応が必要不可欠。
- 電波天文と同様に、150m未満での結論と同じく、**従来、免許人同士の協議により運用条件を定めており、今後も同様の枠組みで取り扱うことが適切。**

■ 気象衛星（～1710MHz）について

- 上空LTE端末高度が300m以下程度の場合に、地上LTE端末からの干渉量よりも大きな干渉を受ける場合があるという結果になった。
- 気象衛星地上局は、上空方向に主ビームを向けているため、上空LTE端末の高度によっては、地上よりも影響を受けやすくなるケースがあるためと考えられる。
- 一方、過去の委員会における気象衛星と地上LTE端末(周囲100m)との間での確率計算による共用検討結果では、地上LTE端末からの合計干渉に対して、静止衛星地上局では39.0dB、極軌道衛星地上局では4.7dBのマーヅンが存在。これを考慮すれば、静止衛星地上局についてはマーヅンの範囲内。一方、**極軌道衛星地上局については、ほとんどの高度で地上LTE端末からの影響を下回るが、高度25mの時にだけ2dB程度、マーヅンを超過。**
- 今回の検討では、上空LTE端末の与干渉量を多めに見積もっているため、現実的にはマーヅンを超えるとは想定しづらいが、**免許人同士での個別調整などを実施することが適切**と考えられる。（極軌道衛星については、受信専用設備を利用しているケースがあることにも留意。）



静止衛星地上局の許容干渉量に対する39.0dBのマーヅンを加味した場合の閾値

極軌道衛星地上局の許容干渉量に対する4.7dBのマーヅンを加味した場合の閾値

高度150m以上における利用 まとめ

- 高度150m以上でのLTEの上空利用に関して以下の検討結果を得た。
 - **上空用送信電力制御の効果について**
 - 地点、上空端末台数、上空端末送信電力初期値 P_0 について、携帯電話事業者が自らの判断で適切な管理を行うという現状の前提を維持したうえで、**上空用送信電力制御を適用すれば、150m以上の上空利用についても、大きな問題は発生しないことがわかった**※1。
 - **隣接他業務への干渉影響について**
 - **電波天文(1.5GHz帯)、衛星受信(3.4/3.5GHz帯)**については、**従来どおり慎重な対応を継続**することが望ましい。
 - **気象衛星のうち極軌道衛星地上局(1.7GHz帯)**については、**ほとんどの高度で地上LTE端末からの影響を下回る**が、特定の場合にのみ免許人同士での個別調整などを実施することが適切。
 - **他の同一/隣接他業務**については、**150m以上に高度を上げたことによる大きな干渉量増加は発生しない**と考えられる。
- 以上の検討結果を踏まえると、**150m以上を含む上空における携帯電話（LTE）の利用に関する技術的条件**については、以下のように考えられる。
 - **上空で利用可能な周波数を制限**※2
 - 800MHz帯、900MHz帯、1.7GHz帯**※3、2GHz帯（従来どおり）
 - **上空で利用される移動局は上空利用に最適な送信電力制御機能を有すること(従来どおり)**

※1 提供する上空サービス品質と地上の携帯電話網への干渉影響回避のトレードオフについて、携帯電話事業者自らが判断を行い、自社における最適な初期値 P_0 を設定することが必要。

※2 700MHz帯については、今回の調査検討により150m以上については影響が少ないことがわかったが、2018年度検討で明らかになったように150m未満からの影響が存在するので、低い高度での干渉影響が回避される方策が見つかるまでは、実用化試験局制度の下で慎重に運用することが望ましい。

TDD方式を使用するBWA帯域（2.5GHz帯）については、今回、遠方捕捉問題（上空移動局の電波が遠方へ伝搬するにつれて伝搬遅延が生じ、同期タイミングが外れることで、遠方の地上移動局に干渉を与えるおそれ）に関するシミュレーションによる定量的な評価を行ったところ、150m未満を含め、TDD遠方捕捉に起因する干渉影響はごくわずかである結果が示されたが、今後、新たなニーズが示された際に、改めて本委員会で技術的条件の検討を行う。

※3 **極軌道衛星地上局については、免許人同士で調整が必要。(受信専用設備を利用しているケースもあることに留意。)**

FDD-NRの上空利用

- 既存バンドの5G化の検討の際、5Gにおける不要発射強度等はLTEにおける規定値の範囲内に収まるため、既存システムとの共用検討は原則不要として制度化。
- **5Gの上空利用に関しても、LTEの上空利用時同等の上空用送信電力制御を行えば、地上の既存システムへ与える影響は同等以下となるため、地上の既存システムと共用可能。**
- また、高度150m以上についても、LTEの上空利用において適切な送信電力制御を行うことで既存システムとの共用が可能との考え方に則れば、**5Gにおいても、同等の対処を行うことにより、高度150m以上での利用について他システム等との共用が可能**と考えられる。

既存バンドの5G化に向けた共用検討(その1)

- 既存バンドの5G化において、最大空中線電力及び空中線電力の許容偏差、不要発射強度(隣接チャネル漏洩電力、スプリアス領域における不要発射の強度、スペクトラムマスク)等は新たに規定する必要があるが、いずれも4G(LTE Advanced)における規定値の範囲内に収まっているため、既存システムとの共用検討は原則不要
- 一方、2.5GHzや3.4/3.5GHz帯にアクティブアンテナを導入した場合は、空中線の指向特性が動的に変わることから、ビームフォーミングを考慮した既存システムとの共用検討が必要

	基地局		陸上移動局	
	最大空中線電力	許容偏差	最大空中線電力	許容偏差
LTE-A方式(FDD)	規定無し	定格空中線電力の±2.7dB以内	23dBm	定格空中線電力の±2.7dB以内 ※700MHz帯: +2.7dB/-4.2dB以内
LTE-A方式(TDD)	規定無し	定格空中線電力の±3.0dB以内	23dBm	定格空中線電力 +3.0dB/-4.0dB以内 ※空間多重方式: +3.0dB/-5.0dB以内
3GPP-5G-NR仕様	規定無し	3.5GHz帯以外: 定格空中線電力の±2.7dB以内 3.5GHz帯: 定格空中線電力の±3.0dB以内	23dBm	3.5GHz帯以外: 定格空中線電力の±2.7dB以内 3.5GHz帯: 定格空中線電力の±3.0dB以内

最大空中線電力及び空中線電力の許容偏差

	基地局				陸上移動局			
	システム	周波数 離調	許容値	参照 帯域幅	システム	周波数 離調	許容値	参照 帯域幅
LTE-A方式(FDD)	10MHz システム	10MHz	-44.2dBc	9MHz	10MHz システム	10MHz	-29.2dBc	9MHz
		20MHz	-44.2dBc	9MHz		-	-	-
		7.5MHz	-44.2dBc	3.84MHz		7.5MHz	-32.2dBc	3.84MHz
LTE-A方式(TDD)	10MHzシ ステム	10MHz	-44.2dBc	9MHz	10MHzシ ステム	10MHz ^{※1}	-50.0dBm	9MHz
		20MHz	-44.2dBc	9MHz		10MHz ^{※2}	-29.2dBc	9MHz
		12.5MHz	-44.2dBc	3.84MHz		12.5MHz	-35.2dBc	3.84MHz
3GPP-5G-NR仕様	10MHz システム ^{※3}	10MHz	-44.2dBc	9.36MHz ^{※4}	10MHzシ ステム	10MHz ^{※1}	-50.0dBm	9.375MHz
		20MHz	-44.2dBc	9.36MHz ^{※4}		10MHz ^{※2}	-29.2dBc	9.375MHz
		7.5MHz	-44.2dBc	4.5MHz				
		12.5MHz	-44.2dBc	4.5MHz				

◎10MHzシステムを代表例として記載。

※1: 絶対値規定。 ※2: 相対値規定。 ※3: 4GHz帯以下の場合。 ※4: サブキャリア間隔 15kHzとして計算。

隣接チャネル漏洩電力

■ 周波数帯

- 令和2年3月報告と同様、800MHz帯、900MHz帯、1.7GHz帯及び2GHz帯とする。
- LTE-Advanced (FDD) 方式に加え、FDD-NR (5G) 方式について、従来の技術的条件に上空利用に必要な事項を加えることで、上空利用時の技術的条件を定めることとする。
- なお、TDD方式（全国5G、ローカル5G等含む）の上空利用については、今後、新たなニーズが示された際に、改めて本委員会で技術的条件の検討を行うこととする。

■ 最大高度

- 上空利用が可能な最大高度については、特段制限を設けないこととする。

■ 送信電力制御

- 令和2年3月報告と同様、最適な送信電力制御が適用された移動局に限り、上空利用を認めることとする。

LTE-Advanced (FDD)	
周波数帯	700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯 <u>(無人航空機等に移動局を搭載して上空で利用する場合には、800MHz帯、900MHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯)</u>
送信電力制御	基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。 <u>特に、上空で利用される移動局にあつては、移動局が上空に存在していることを前提とした基地局からの制御情報に基づく空中線電力の制御を自動的に行える機能を有すること。</u>

5 G (FDD-NR)	
周波数帯	700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯 <u>(無人航空機等に移動局を搭載して上空で利用する場合には、800MHz帯、900MHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯)</u>
送信電力制御	基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。 <u>特に、上空で利用される移動局にあつては、移動局が上空に存在していることを前提とした基地局からの制御情報に基づく空中線電力の制御を自動的に行える機能を有すること。</u>

注：上空利用に関する項目のみ抜粋。その他の項目については従前と同様の技術的条件。

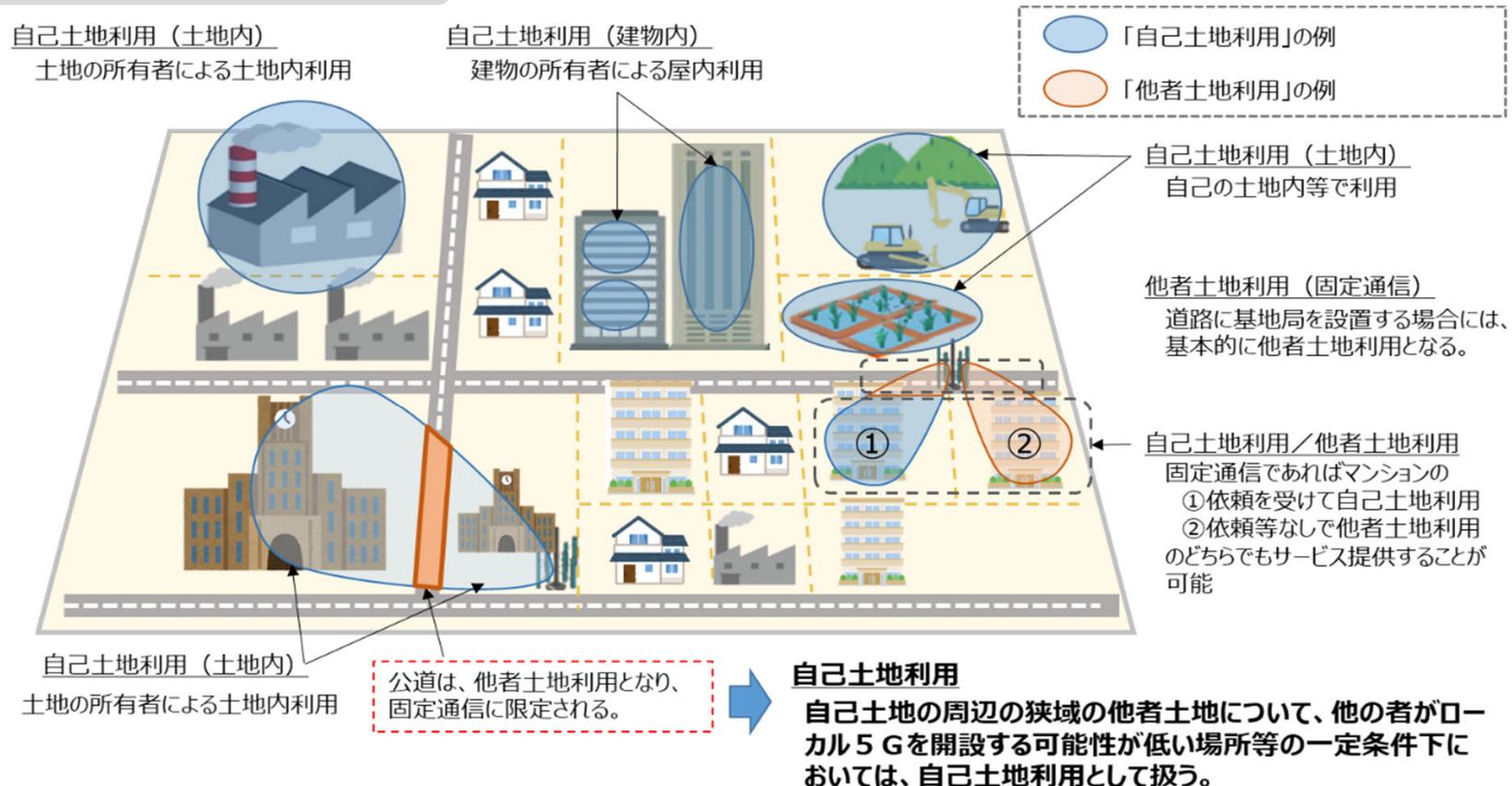
第1部 携帯電話の上空利用拡大

第2部 ローカル5Gの柔軟な運用等

検討の背景

- ローカル5Gは、自己の建物内又は自己の土地内で、建物又は土地の所有者等が自ら構築することを基本とする5Gシステム（令和元（2019）年12月制度化、令和2年12月に周波数拡大）。
- 令和4年8月末時点でローカル5Gの免許人は120者程度と、一定程度普及しつつあるものの、ローカル5Gの導入には依然として一定の技術面のハードルが存在。
- ローカル5Gの新たな利用ニーズが顕在化したため、当該ニーズを踏まえた制度改正について検討を行った。

ローカル5Gのこれまでの利用イメージ



ローカル5G検討作業班における検討状況

- ローカル5Gの更なる普及のため、新世代モバイル通信システム委員会の下にローカル5G検討作業班（三瓶主任、山尾主任代理）が設置され、審議再開（令和3年12月24日）。
- ローカル5Gのより柔軟な運用に向け、これまで、検討作業班を3回開催。

主な議論

(1) 広域的な利用等	(2) 免許手続・検査の簡素化	(3) 海上への利用拡大
<ul style="list-style-type: none"> 一定の技術面、知識面、コスト面のハードルがある。 自己土地よりも広範にローカル5Gを共用したい場合、後発であっても、土地所有者が優先。 ➡ ①「共同利用（仮称）」の導入 干渉の懸念がない場合であっても、他者土地における移動局の移動運用が認められていない。 ➡ ②他者土地における移動制限の緩和 ガイドラインに他者土地が無条件に干渉調整を求められると誤解をうむ記載。 ➡ ③他者土地利用と自己土地利用の干渉調整方法の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 電波の強度が増加しない場合であっても、屋外利用ではエリア変更等の「変更申請」が必要で、「届出」が認められない。 ➡ ④免許手続の簡素化 ローカル5Gの定期検査を省略する場合、全国5G同様の保守運用体制（24時間365日）の監視制御が求められている。 ➡ ⑤定期検査の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> 洋上風力発電所等、海上においてローカル5Gを活用したいというニーズがあるが、ローカル5Gは、陸上の利用を基本としたシステムであり、海上での利用が認められていない。 ➡ ⑥海上への利用拡大

これまでの開催状況

令和4年	2月18日	第17回	【検討課題及び今後の進め方・関係者ヒアリング】
	6月27日	第18回	【検討の方向性の議論】
	10月21日	第19回	【報告書とりまとめ】

「共同利用」

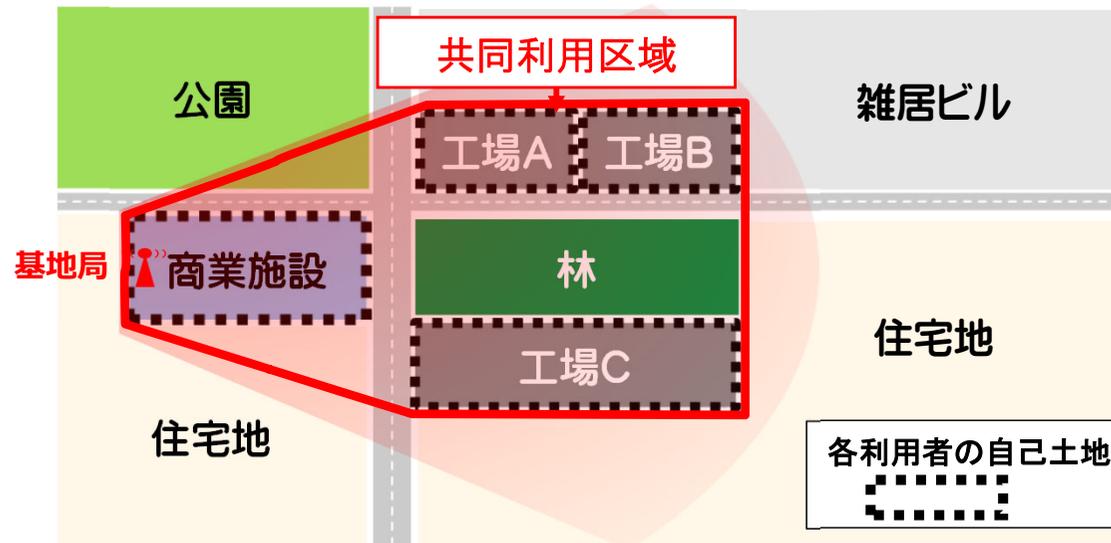
現状 エリアに含まれる他者の土地の所有者が後発でローカル5Gを利用しようとした場合、後発の所有者が優先となり、サービスが安定的に提供できない

共同利用に求められる条件

- ローカル5Gの更なる普及のため、**共同利用（仮称）**という新しい概念を導入する。具体的には、**共同利用区域（仮称）**（一の基地局と利用者の自己土地を含む必要最小限のエリア）**を設定し**、当該区域は**自己土地相当とみなす**。
- ただし、無秩序にエリア拡大することがないよう、共同利用区域の設定のほか、**一定の条件の下で認めることが適当**。

共同利用のイメージ

※ローカル5Gの周波数帯は、より広範囲にカバーエリアを設定可能な4.7GHz帯においても数百メートル程度。



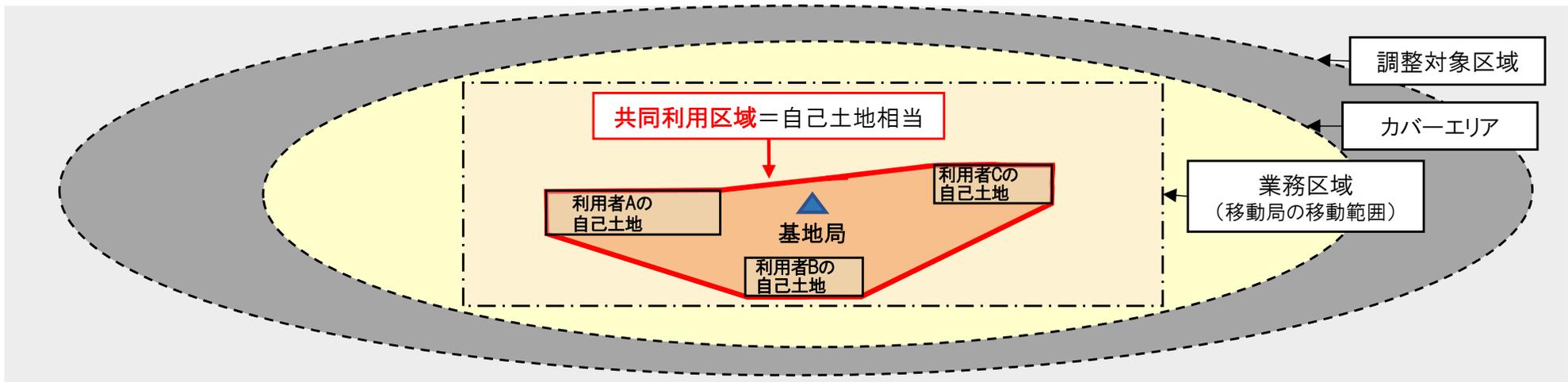
※当初検討対象としていた「広域利用」という用語については、今回制度化する対象を適切に示すため、本報告書においては、便宜上、「共同利用（仮称）」という用語を用いることとし、今後の制度整備において、場合によっては、適切な用語に置き換えることとする。

「共同利用」

共同利用に求められる一定の条件（共同利用区域の設定以外）

- ① 免許主体は、電気通信事業者とする。
- ② 共同利用区域内において自己土地を有する複数の利用希望者からの同意を得る。ただし、農林水産事業者等、複数の利用者が集まった団体等から同意を得た場合は、この限りではない。
- ③ 共同利用の基地局の設置場所は、原則、共同利用区域内とする。ただし、他のローカル5Gの無線局への影響等を鑑み、共同利用区域外に置局することがエリア設計上合理的な場合は、この限りではない。
- ④ 共同利用の免許人は、共同利用区域内で新たに当該共同利用を希望する者に対して、共同利用サービスの提供を拒否してはならない。また、基地局等設備の技術的制約の範囲内で、免許人は可能な限り、新たに当該共同利用を希望する者の要請に応えるよう努めるものとする。
- ⑤ 利用者の変更があって共同利用区域に変更が生じる場合は、直ちに共同利用区域の変更申請を行う。
- ⑥ 共同利用区域内の他の新規利用希望者が容易に共同利用サービスの存在を把握できるよう、適切な方法による周知広報を行う。

基地局の共同利用のイメージ



他者土地における移動制限の緩和

現状 干渉の懸念がない場合であっても、他者土地における移動局の移動運用が認められていない。

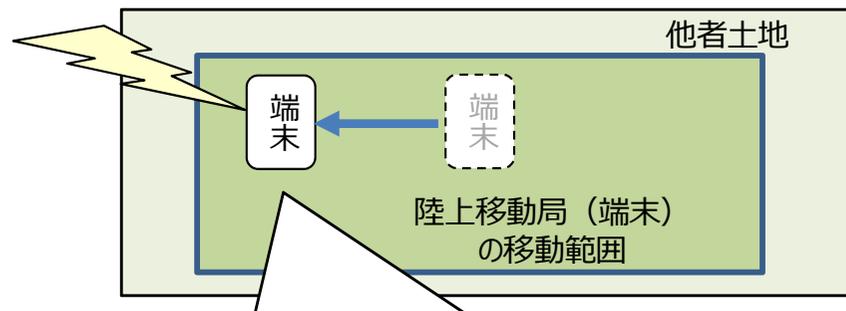
ローカル5 Gガイドライン（抜粋）

一方、上述の「自己土地利用」以外の場所、すなわち他者の建物又は土地等での利用（当該建物又は土地の所有者等からシステム構築を依頼されている場合を除く。）については、固定通信（原則として、無線局を移動させずに利用する形態）の利用のみに限定する（以下「他者土地利用」という。）。

方向性

- ローカル5 Gの他者土地における端末の移動制限については、ローカル5 Gの端末は、その移動範囲が電波の干渉の観点から問題がない場合に無線局免許が発出されることから、無線従事者がローカル5 Gの利用時に適切に免許人の端末を管理している場合に限り、端末が移動しながら電波を発射することを認めることが適当である。

端末が移動しながら電波を発射する場合



ローカル5 Gの利用時に免許人が適切に端末を管理している場合は、端末の移動運用を認める

他者土地利用と自己土地利用の干渉調整方法の明確化

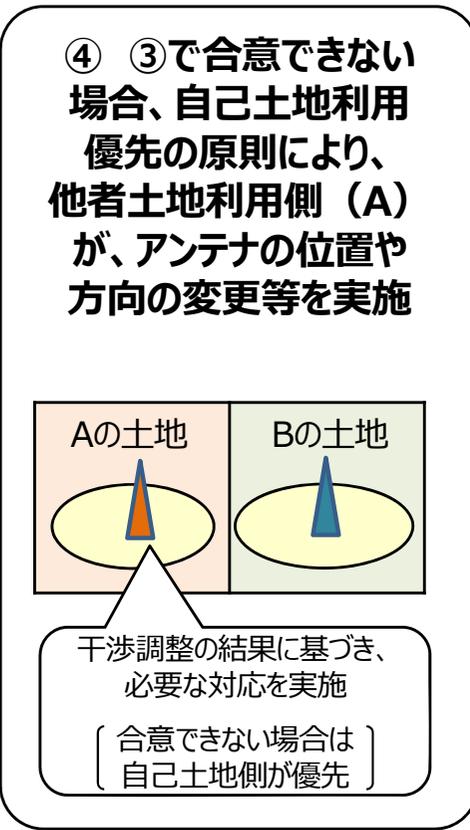
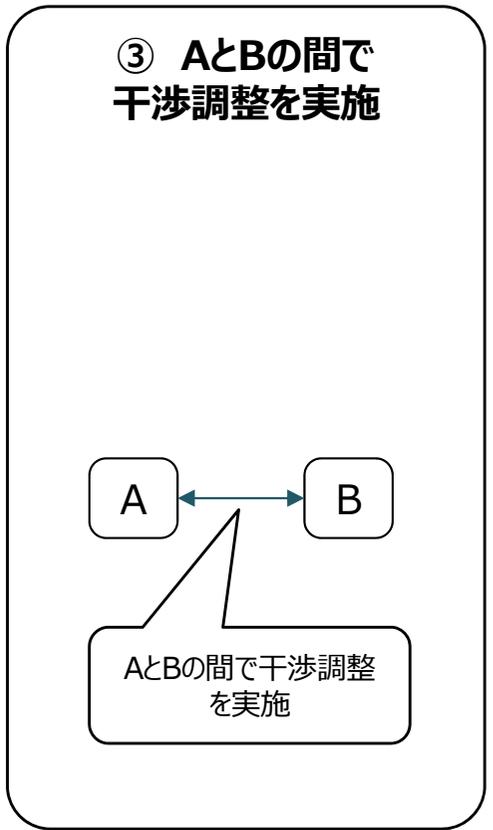
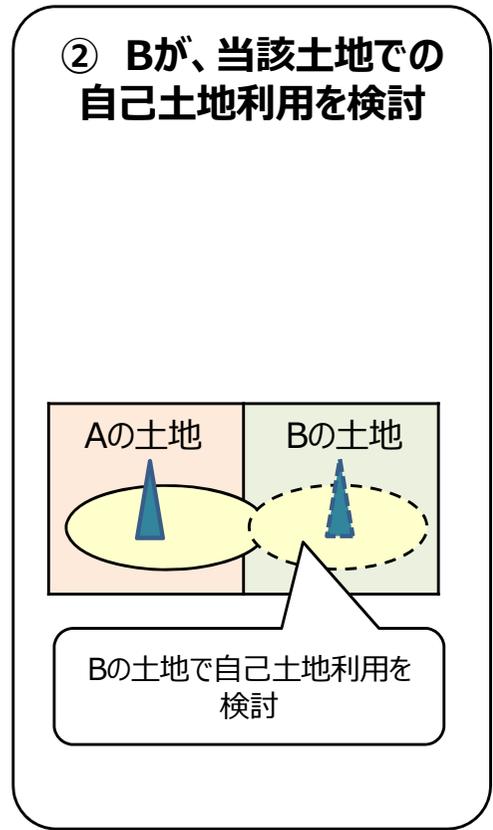
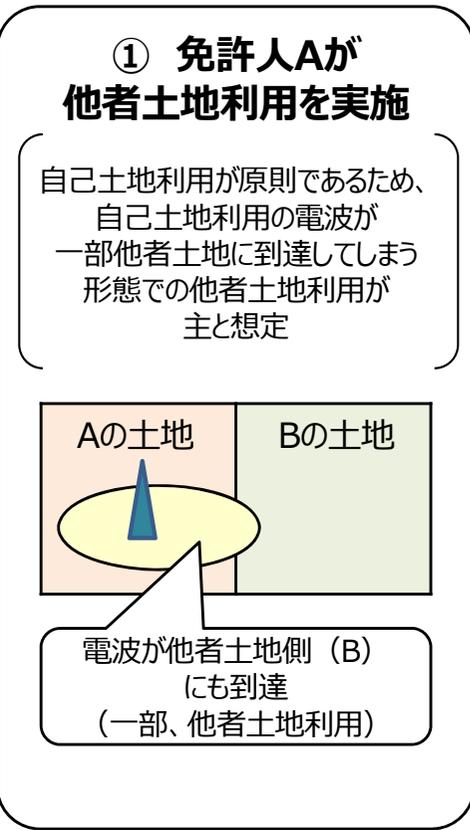
現状 ガイドラインに、他者土地利用側と自己利用側の干渉調整方法について、不明瞭な記載がある。

ローカル5Gガイドライン（抜粋）

他者土地利用側が自己土地利用のローカル5G無線局に混信を与えないように、空中線の位置や方向の調整等を行うことが必要である。

方向性

- 他者土地利用と自己土地利用の干渉調整について、当事者間で干渉調整を実施し、合意できない場合は他者土地利用側が空中線の位置や方向の変更等を実施すべきという従来通りの考え方について、「ローカル5G導入に関するガイドライン」等で明確化することが適当。



免許手続の簡素化

現状 電波の強度が増加しない場合でも、屋外の自己土地利用ではエリア変更等の変更の許可が必要。

ローカル5Gガイドライン（抜粋）

ローカル5Gの利用において、屋内に設置された空中線の位置、高さ又は指向方向を変更する場合であって、他者土地における電波の強度が増加しない場合については、空中線の工事設計に係る変更申請を届出とすることが可能である。

方向性

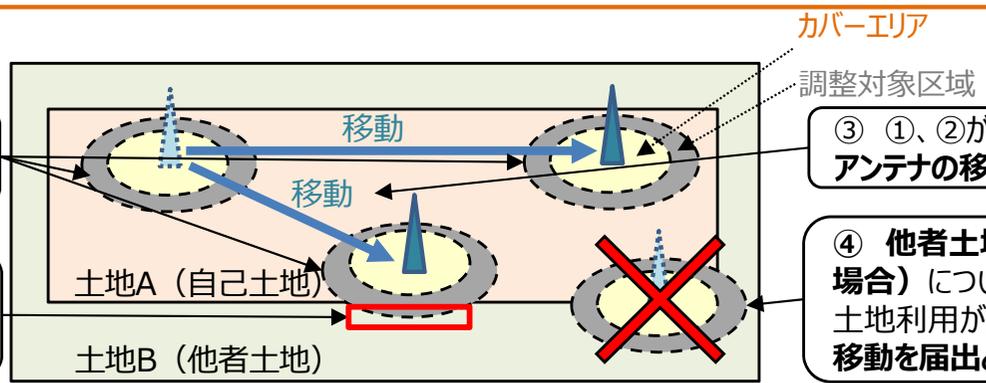
空中線の設置場所の変更にあたっては、基地局免許申請時等に予め、複数の空中線設置予定地点において他者土地へ干渉を与えないことを確認できるのであれば、確認を行った予定地点に空中線を移設する場合に変更を届出で認めることが適当である。具体的には以下の確認を行うこと。

- ① 免許申請時に、自己土地内の複数の地点で、干渉検討上問題がないことを予め確認する。
- ② 調整対象区域が他者土地に存在する場合、当該土地の所有者等からの合意を得る。

1. 具体的イメージ

① 免許申請時に、自己土地内の複数の地点で、干渉検討上問題がないことを予め確認。

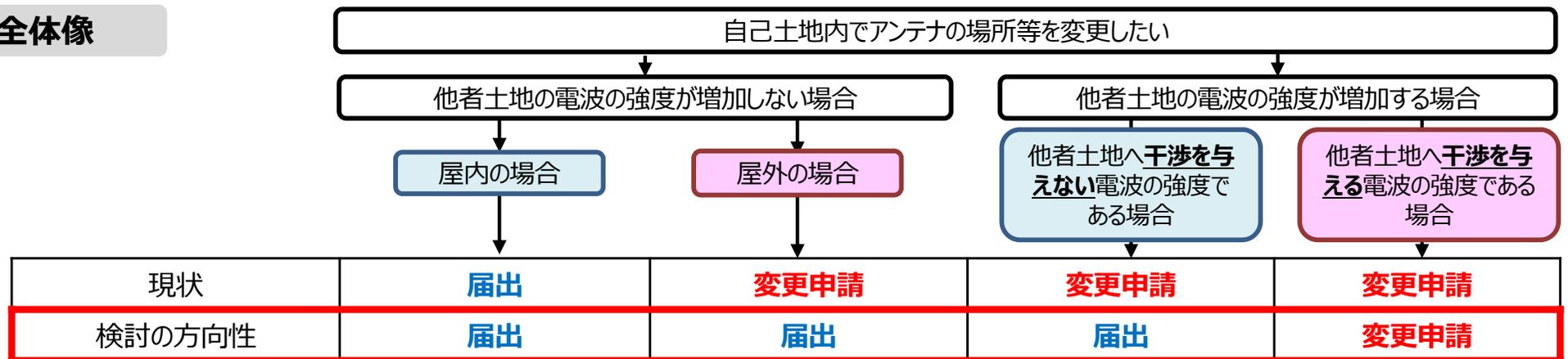
② ①に際し、調整対象区域が他者土地に存在する場合、当該土地の所有者等との事前の合意が必要。



③ ①、②がなされているならば、**アンテナの移動は届出でよい**。

④ **他者土地利用時（カバーエリアが他者土地に及ぶ場合）**については、事後的に土地Bの所有者による自己土地利用が開始される可能性があることから、**アンテナの移動を届出とすることは不適当**。

2. 手続の全体像



定期検査の簡素化

課題 定期検査を簡素化する際、全国5G同様の保守運用体制（24時間365日）の監視制御が求められる。

電波法施行規則 別表第五号の八 監視制御機能・保守運用体制確認申請書の様式

2 対策を講じていることを証する書類等

(5) 24時間365日にわたる保守運用体制に係る対策を講じていることを証する書類

方向性

- ローカル5Gは全国5Gと異なり、必ずしも24時間365日、電波を発射しているわけではない。
- このため、ローカル5Gの利用実態に合わせ「基地局からの電波発射中は監視を行い、適切な保守運用体制を構築すること」を条件として、定期検査時における周波数等の測定を省略可能とすることが適当。
- なお、ローカル5Gのアンカーとして利用される自営等BWAについても、同様の取扱いとすることが適当。

	ローカル5G等※	(参考) 全国5G
サービスの例	 <p>建機遠隔制御</p>	 <p>携帯電話サービス</p>
基地局から電波を発射する期間	サービス使用中のみ (24時間でないことも多い)	原則として24時間365日
定期検査の簡素化の条件	<u>基地局からの電波発射中は監視制御を行い、適切な保守運用体制を構築すること</u>	監視制御機能を有し、24時間365日にわたる保守運用体制であること

※自営等BWAを含む。

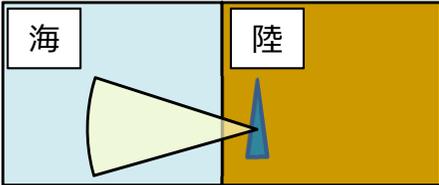
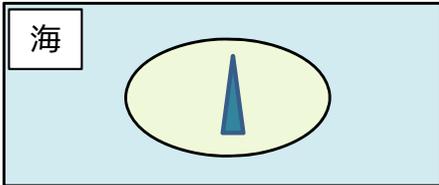
海上への利用拡大

現状 ローカル5Gは、陸上での利用を基本としたシステムであり、海上での利用が認められていない。

方向性

海上における一定の利用ニーズが存在することから、海上での電波伝搬等の所要の技術的条件の検討を行ったうえで、以下の方針の下、制度整備の検討を行うことが適当である。

- ① **4.7GHz帯を対象**とする。
- ② 利用可能な範囲は、**領海（12海里）内**とする。
- ③ 陸上での現行の規定同様に、適切に公共業務用無線局等との干渉検討を行ったうえで、必要に応じて、海上における基地局の設置制限区域を設定する。
- ④ 電波発射の形態は以下のとおりとする。
 ア 陸上の基地局から海上に電波を発射する形態 イ 海上の構造物上の基地局から電波を発射する形態
- ⑤ 海上は、**原則として他者土地相当**とする。ただし、法令等に基づき、**特定の者が所有する海上構造物等は、自己土地相当**とする。海上構造物等が**ワイヤー等海底から係留されている場合、当該構造物等が移動しうる範囲を自己土地相当**とする。

周波数帯	利用可能な範囲	想定される電波発射の形態	自己土地・他者土地の考え方の整理
4.7GHz帯	<ul style="list-style-type: none"> • 領海内 (12海里=約22km) • 公共業務との干渉調整のため、海上における基地局の設置制限区域を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> • 陸上の基地局から海上に電波を発射する形態  • 海上構造物上の基地局から電波を発射する形態  	<ul style="list-style-type: none"> • 海上は、原則、他者土地相当 • 法令等に基づき特定の者が所有・占有する海上構造物等は自己土地相当 • 海上構造物等がワイヤー等で海底から係留されている場合、係留構造物等が移動し得る範囲は自己土地相当

参考資料 **検討経過・検討体制**

本報告の検討経過(概要)

1. 新世代モバイル通信システム委員会での検討

- ①第22回委員会（令和3年12月24日） 携帯電話等の上空利用の拡大に向けた今後のスケジュールについて検討を行うとともに、ローカル5G作業班における審議再開について報告がなされた。
- ②第23回委員会（令和4年11月7日） 携帯電話の上空利用の拡大に関する委員会報告案、報告の概要案、ローカル5Gに関する委員会報告案及び報告の概要案のとりまとめを行った。
- ③第24回委員会（令和4年12月16日） 携帯電話の上空利用の拡大及びローカル5Gに関する委員会報告及び報告の概要のとりまとめを行った。

2. 上空利用検討作業班での検討

- ①第7回上空利用検討作業班（令和4年8月4日） 事務局から、上空利用検討作業班における主な議題について説明を行ったほか、構成員等から、携帯電話の上空利用に関する新たなユースケースや今後検討を希望する項目等についてプレゼンテーションが行われた。
- ②第8回上空利用検討作業班（令和4年9月15日） 関係者から、携帯電話等の上空利用のユースケースについてプレゼンテーションが行われたほか、携帯電話を上空で利用した場合の共用検討を行った。
- ③第9回上空利用検討作業班（令和4年10月31日） 新たなユースケース等を踏まえた携帯電話を上空利用する際の技術的条件案に関する報告書案等について検討を行った。

3. ローカル5G検討作業班での検討

- ①第17回ローカル5G検討作業班（令和4年2月18日） 構成員からローカル5Gの制度改正要望に関するプレゼンテーションが行われたほか、事務局から、ローカル5Gのこれまでの検討状況、主な議題の整理・検討事項及び今後のスケジュールについて説明があった。
- ②第18回ローカル5G検討作業班（令和4年6月27日） 事務局から、検討の方向性（案）について説明があった。
- ③第19回ローカル5G検討作業班（令和4年10月21日） ローカル5Gに関する委員会報告書案について検討を行った。

情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会 構成員名簿 (敬称略)

森川 博之【主査】	東京大学大学院 工学系研究科 教授
三瓶 政一【主査代理】	大阪大学大学院 工学研究科 電気電子情報工学専攻 教授
伊藤 伸器	パナソニック ホールディングス株式会社 テクノロジー本部 本部長 (第23回～)
岩浪 剛太	株式会社インフォシティ 代表取締役
内田 信行	楽天モバイル株式会社 執行役員 技術戦略本部長
大岸 裕子	ソニーグループ株式会社 R&Dセンター 専任部長
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
岡 敦子	日本電信電話株式会社 常務執行役員 研究企画部門長
加藤 玲子	独立行政法人国民生活センター 相談情報部 相談第2課長
上村 治	ソフトバンク株式会社 渉外本部 本部長代理 兼 電波政策統括室長
河東 晴子	三菱電機株式会社 情報技術総合研究所 技術統轄
児玉 俊介	一般社団法人電波産業会 専務理事
小西 聡	株式会社KDDI総合研究所 取締役執行役員副所長、先端技術研究所長 兼 KDDI株式会社 技術統括本部 技術戦略本部 副本部長
高田 潤一	東京工業大学 副学長 (国際連携担当)・環境・社会理工学院 教授
浜本 雅樹	株式会社NTTドコモ 電波企画室長
藤本 正代	情報セキュリティ大学院大学 教授
藤原 洋	株式会社ブロードバンドタワー 代表取締役会長 兼 社長CEO
町田 奈穂	インテル株式会社 執行役員 第一技術本部本部長
水野 晋吾	富士通株式会社 執行役員常務 システムプラットフォームビジネス部門 副部門長 (ネットワーク担当) (兼) フォトニクスシステム事業本部長 (第22回)
三好 みどり	NPO法人ブロードバンドスクール協会 講師/シニア情報生活アドバイザー
山本 祐司	富士通株式会社 システムプラットフォームビジネスグループ 国内キャリアビジネス本部エグゼディレクター (第23回～)
渡辺 望	日本電気株式会社 ネットワークサービスビジネスユニット コーポレート・エグゼクティブ

情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会 上空利用検討作業班 構成員名簿 (敬称略)

山尾 泰	【主任】	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター客員教授
土屋 武司	【主任代理】	東京大学 大学院工学系研究科 航空宇宙工学専攻 教授
秋本 修		日本無人機運行管理コンソーシアム 事務局長
榮長 悟		全国農業協同組合連合会 耕種総合対策部 次長
大石 雅寿		国立天文台 天文情報センター 周波数資源保護室 室長・特任教授
大島 直到		楽天モバイル株式会社 技術戦略本部 電波部 電波技術課
小竹 信幸		一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター 技術部 技術部長
加藤 康博		一般社団法人電波産業会 研究開発本部 移動通信グループ 担当部長
小鯛 航太		株式会社NTTドコモ 電波企画室 電波企画担当 担当課長
小松 孝明		スカパーJSAT株式会社 宇宙事業部門 新領域事業本部 NTN事業部 第2チーム アシスタントマネージャー
坂本 修		ヤマハ発動機株式会社 ソリューション事業本部 UMS事業推進部 企画部 事業企画グループ 主管
佐野 弘和		ソフトバンク株式会社 渉外本部 電波政策統括室 制度開発室 室長
田中 和也		KDDI株式会社 技術戦略本部 電波部 電波政策グループリーダー
津持 純		日本放送協会 技術局 計画管理部 副部長
長峰 徹昭		農林水産省 農産局 技術普及課 課長
中村 光則		地域BWA推進協議会 BWA推進部会長
成澤 昭彦		一般財団法人移動無線センター 事業本部 事業企画部長
野波 健蔵		一般社団法人日本ドローンコンソーシアム 会長
南 淳一		UQコミュニケーションズ株式会社 執行役員 技術部門長
森本 聡		株式会社フジテレビジョン 技術局 技術戦略部 局次長職 電波担当
山下 史洋		日本電信電話株式会社 アクセスサービスシステム研究所 主幹研究員
和田 昭久		一般社団法人 日本産業用無人航空機工業会 理事
宇田 香織	(オブザーバ)	経済産業省 製造産業局 産業機械課 次世代空モビリティ政策室長
川畑 佳市	(オブザーバ)	警察庁 長官官房 技術企画課長
小熊 弘明	(オブザーバ)	内閣官房 小型無人機等対策推進室 内閣参事官
堀江 信幸	(オブザーバ)	国土交通省 航空局 安全部 安全企画室 参事官 (～第8回)
渡邊 敬	(オブザーバ)	国土交通省 航空局 安全部 安全企画室 参事官 (第9回)
松本 博明	(オブザーバ)	内閣府 規制改革推進室 参事官

情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会 ローカル5G検討作業班 構成員名簿 (敬称略)

三瓶 政一	【主任】	大阪大学大学院 工学研究科 電気電子情報工学専攻 教授
山尾 泰	【主任代理】	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター客員教授
市川 泰史		楽天モバイル株式会社 ネットワーク本部 技術戦略本部 担当部長
岩本 裕真		株式会社ブロードバンドタワー Cloud&SDN研究所 エキスパート
大橋 功		株式会社JTOWER スマートシティ推進部 副部長 兼 渉外室長
大村 好則		一般社団法人電波産業会 研究開発本部 移動通信グループ 担当部長
大屋 靖男		東芝インフラシステムズ株式会社 新規ソリューション開発推進部 主幹
小竹 信幸		一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター 技術部 技術部長
木村 亮太		ソニーグループ株式会社 R&Dセンター Tokyo Laboratory 22 ワイヤレス技術1課 統括課長
熊谷 充敏		一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 企画一部長
河野 宇博		スカパーJSAT株式会社 宇宙技術本部 電波業務部 免許チーム長
佐野 弘和		ソフトバンク株式会社 渉外本部 電波政策統括室 制度開発室 室長
庄司 洋之		株式会社地域ワイヤレスジャパン 代表取締役社長
白石 成人		株式会社愛媛CATV 専務取締役
外山 隆行		パナソニック株式会社 テクノロジー本部 デジタル・AI技術センター ワイヤレスソリューション部 部長
武田 一樹		クアルコムジャパン合同会社 標準化本部 シニアスタッフエンジニア
玉木 剛		株式会社日立国際電気 研究開発本部 主管技師長
寺部 滋郎		KDDI株式会社 技術統括本部 モバイル技術本部 無線エンジニアリング部長
長門 正喜		日本電気株式会社 ネットワークサービスビジネスユニット 新事業推進本部 エグゼクティブエキスパート
中村 隆治		富士通株式会社 モバイルシステム事業本部 グローバルビジネス統括部 事業戦略室
中村 光則		阪神電気鉄道株式会社 情報・通信統括部 課長
生田目 瑛子		ノキアソリューションズ&ネットワークス合同会社 デジタルオートメーション事業部 事業開発マネージャー
長谷川 史樹		三菱電機株式会社 開発本部 通信システムエンジニアリングセンター 標準化担当部長
浜本 雅樹		株式会社NTTドコモ 電波企画室長
細川 貴史		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 周波数管理室 室長
本多 美雄		欧州ビジネス協会 電気通信機器委員会 委員長
松波 聖文		日本無線株式会社 ソリューション事業部 事業企画開発部 専任課長
松村 武		国立研究開発法人情報通信研究機構 ネットワーク研究所 ワイヤレスネットワーク研究センター ワイヤレスシステム研究室 室長